

議案第 8 1 号

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴う改正

飛驒市火災予防条例の一部を改正する条例

飛驒市火災予防条例（平成16年飛驒市条例第240号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたのものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

「

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14kW以下	100	15注4	15	15注4
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注4	15	15注4
		不燃	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

」

を

「

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14kW以下	100	15注4	15	15注4
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注4	15	15注4
		不燃	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの			—	250	200	300	200
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの			—	150	100	200	100
		使用温度が300℃未満のもの			—	100	50	100	50

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の飛騨市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

飛騨市火災予防条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第10条の2 略 (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2・3 略 (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) _____<u>雨水等の浸入防止の措置</u>を講ずること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>第12条 略 (蓄電池設備)</p>	<p>第1条～第10条の2 略 (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 _____<u>建築物等の部分との間</u>に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2・3 略 (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置</u>を講ずること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>第12条 略 (蓄電池設備)</p>

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

第14条～第43条 略

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

第14条～第43条 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 略

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) 略

第45条～第50条 略

附 則 略

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類					離隔距離 (cm)					備考
					入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	
炉の部～温風暖房機の部 略										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	ドロップ イン式こ んろ、 キャビ ネット型 グリル付 こんろ	14kW 以下	1 0 0	1 5 注 4	1 5	1 5 注 4	注1～ 注12 略
				据置型 レンジ	21kW 以下	1 0 0	1 5 注 4	1 5	1 5 注 4	
	不燃	開放式	ドロップ イン式こ んろ、 キャビ	14kW 以下	8 0	0	—	0		

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 略

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) 略

第45条～第50条 略

附 則 略

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類					離隔距離 (cm)					備考
					入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	
炉の部～温風暖房機の部 略										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	ドロップ イン式こ んろ、 キャビ ネット型 グリル付 こんろ	14kW 以下	1 0 0	1 5 注 4	1 5	1 5 注 4	注1～ 注12 略
				据置型 レンジ	21kW 以下	1 0 0	1 5 注 4	1 5	1 5 注 4	
	不燃	開放式	ドロップ イン式こ んろ、 キャビ	14kW 以下	8 0	0	—	0		

			ネット型 グリル付 こんろ						
			据置型 レンジ	21kW 以下	8 0	0	—	0	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
上記に分類され ないもの			使用温度が 800℃以上の もの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0	
			使用温度が 300℃以上 800℃未満の もの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	
			使用温度が 300℃未満の もの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0	
ボイラーの部～電気温水器の部 略									

以下 略

			ネット型 グリル付 こんろ						
			据置型 レンジ	21kW 以下	8 0	0	—	0	
固体 燃料	不 燃 以 外	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼 き器	—	1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	
			炭火焼 き器	—	8 0	3 0	—	3 0	
上記に分類され ないもの			使用温度が 800℃以上の もの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0	
			使用温度が 300℃以上 800℃未満の もの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	
			使用温度が 300℃未満の もの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0	
ボイラーの部～電気温水器の部 略									

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」（令和5年5月31日付け消防予第306号）により「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>1 蓄電池設備の現行の規制は、主に開放型の鉛蓄電池を想定した基準であるが、材料、構造の多様化が進み、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるため、蓄電池設備の種別や安全性に応じた所要の改正を行うもの。</p> <p>2 固体燃料を使用する厨房設備（炭火焼き器）の設置について、周囲との離隔距離の規定を追加するもの。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>① 蓄電池設備の規制対象の単位をアンペアアワー・セルから一般的に用いられるキロワット時を用いることとする。</p> <p>② 開放型鉛蓄電池以外については、耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととする。（第13条第1項関係）</p> <p>③ 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に収められたものとすればよいこととする。（第11条の2及び第13条第4項関係）</p> <p>④ 屋外に設ける蓄電池設備は、建築物から原則として3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離を不要とする要件を追加する。（第13条第3項関係）</p>

	<p>⑤ 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を満たしているものについては、蓄電池設備の届出の対象外とする。(第44条関係)</p> <p>⑥ 固体燃料を使用する厨房設備(炭火焼き)の設置については、炉等の一般規定が適用され周囲に2メートルから3メートルの離隔距離を確保する必要があったが、新たに離隔距離を周囲30センチメートルから1メートルに緩和する規定を追加する。(別表第3関係)</p>
市民への影響等	<p>【市民(事業者)への影響】</p> <p>対象火気設備の設置等に係る規制を緩和するものであり、条例施行後に該当設備を設置しようとする者の負担が軽減される。</p>
施行日	令和6年1月1日
備考	